障害を知り、共に生きる

バリアフリー社会の
おもいやり

障害者差別解消法・あいサポート運動ガイドブック

岡山県

バリアフリー社会のおもいやり

岡山県では、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、あいサポート運動も活用しながら障害のある人が感じている様々なバリアを取り除き、誰もが自由に行動し、安全で快適に生活できるバリアフリー社会の実現を目指しており、この冊子では、様々な障害の特性や障害のある方々が困っていることとそれをおぎなう工夫や配慮について紹介しています。

目　　次

- バリアフリー社会のおもいやり …… 1
- 障害者差別解消法 …… 2
- あいサポート運動 …… 3
- 障害のある人に関するマーク …… 4
- はじめに …… 5
- 視覚障害 …… 7
- 聴覚・言語障害 …… 9
- 盲ろう …… 11
- 車いすを使用している人 …… 13
- 重症心身障害 …… 15
- 内部障害 …… 17
- 知的障害 …… 18
- 発達障害 …… 19
- 精神障害 …… 23
- てんかん …… 25
- 高次脳機能障害 …… 26
- 難病 …… 27
- 岡山県手話言語の普及及び聴覚障害の特性に応じた意志疎通手段の利用促進に関する条例 …… 28
- 各種相談窓口 …… 28
- バリアフリー環境 …… 29

障害者差別解消法

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めており、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

障害を理由とする差別とは?

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

また、障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明※があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮（以下では「合理的配慮」と呼びます。）を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障害のある人の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

※知的障害等により本人自らの意思を表明することが困難な場合には、その家族などが本人を補佐して意思の表明をすることもできます。

障害を理由とする不当な差別的取扱い〈例〉

障害を理由として、
サービスの提供や入店を拒否してはいけません。

合理的配慮〈例〉

筆談や読み上げなど、
ちょっとした配慮で助かる人がいます。

「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されています

	不当な差別的取扱い	障害のある人への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	禁止　不当な差別的取扱いが禁止されています。	法的義務　障害のある人に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者※ ※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含みます。	禁止　不当な差別的取扱いが禁止されています。	努力義務※　障害のある人に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

※民間事業者における合理的配慮の提供は、法改正により法的義務となります。（令和３年６月４日公布　公布から３年以内に施行）

あいサポート運動

「あいサポート」とは、「愛情」の「愛」、私の「I」に共通する「あい」と、支える、応援する意味の「サポート」を組み合わせ、障害のある人を優しく支え、自分の意志で行動することを意味しています。

あいサポート運動は、平成21年11月に鳥取県で創設され、岡山県もこの運動の趣旨に賛同し、平成28年1月に鳥取県と連携協定を締結しました。

様々な障害の特性や障害のある人が困っていること、そしてそれぞれに必要な配慮を理解し、日常生活でそれを実践していく「あいサポート運動」を推進し、誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）の実現にご理解とご協力をお願いします。

あいサポーターになるためには

意欲のある方は、研修会に参加し、
あいサポートバッジを受けとることで、
誰でもあいサポーターになることができます。

サポーター宣言

わたしたちは、多様な障害の特性を理解し、
お互いが分かり合えるように努めます。

わたしたちは、日常生活で障害のある方が困っている場面を
見かけたら、声をかけ、手助けを行います。

わたしたちは、「あいサポート」バッジを身につけ、
気軽に声をかけやすい環境をつくります。

わたしたちは、「あいサポート」の仲間の輪を広げ、
共に生きるよろこびを伝えます。

県では、あいサポート運動に協力いただける企業・団体を「あいサポート企業・団体」として認定証を交付し、県のホームページで紹介しています。

取り組んでいただく内容は、社員等の皆さんに、このガイドブック等を読み、障害の特性について理解していただいたり、あいサポートバッジを着用していただくことなどです。詳しくは、県障害福祉課のホームページをご覧ください。

お問い合わせ先

岡山県 保健福祉部 障害福祉課
電話 086-226-7343　FAX 086-224-6520
電子メール shofuku@pref.okayama.lg.jp
ホームページ http://www.pref.okayama.jp/page/474242.html

障害のある人に関するマーク

あいサポート運動のシンボルマーク

バッジのデザインは、障害のある方を支える「心」を2つのハートを重ねることで表現しています。

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、また、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見では分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークです。

ヘルプカード

ヘルプマークを活用し、いざというときに、手助けしてもらいたいことや自分の情報を記載したカードです。このカードは岡山県障害福祉課のホームページからダウンロードすることができます。

障害のある人のための国際シンボルマーク

障害のある人が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。

駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害のある人の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。

※このマークは「すべての障害のある人を対象」としたもので、特に車いすを利用する人を限定し、使用されるものではありません。

耳マーク

耳マーク

耳の不自由な人であることをあらわすマーク。耳が聞こえない、聞こえにくいということは外見からはわかりにくいので、それらの不安をもった人たちのコミュニケーションをサポートするためにつくられました。このマークをみかけたら、ゆっくりと話したり、手話や筆談するなどの配慮について、御理解、御協力をお願いします。

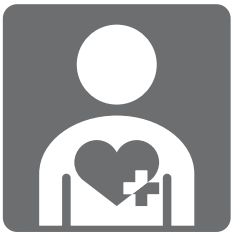

ハート・プラスマーク

「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。

このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いします。

オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、御理解、御協力をお願いします。

はじめに

まず、障害について理解してください

障害は、「身体障害」（視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由、内部障害）、「知的障害」、「精神障害」（発達障害、高次脳機能障害その他の精神疾患）、「難病等」の4つに大別することができます。

障害は誰にでも生じ得るものです。

病気や事故はいつ起こるかわかりません。同様に、障害はいつでも誰にでも生じ得るものなのです。

障害は多種多様で同じ障害でも一律ではありません。

障害の種類も程度もさまざまであり、同じ障害でも、その症状は一律ではありません。また、複数の障害を併せ持つ場合もあります。

外見でわかるものだけでなく、外見ではわからない障害のため、理解されず苦しんでいる方もいます。

障害は多種多様であり、外見だけでは障害があることがわからないこともあるため、周囲に理解されず、苦しんでいる方もいます。

周囲の理解や配慮があれば、活躍できることがたくさんあります。

障害はあっても建物の段差や制度・慣行に基づく社会的障壁を取り除くことで、日常生活、社会生活を自由に制約なく送ることができる、障害のない社会が実現できます。そのようなバリアフリー社会を皆さんのちょっとした気遣いで一緒に作り上げてみませんか。

そして、こんな配慮をお願いします

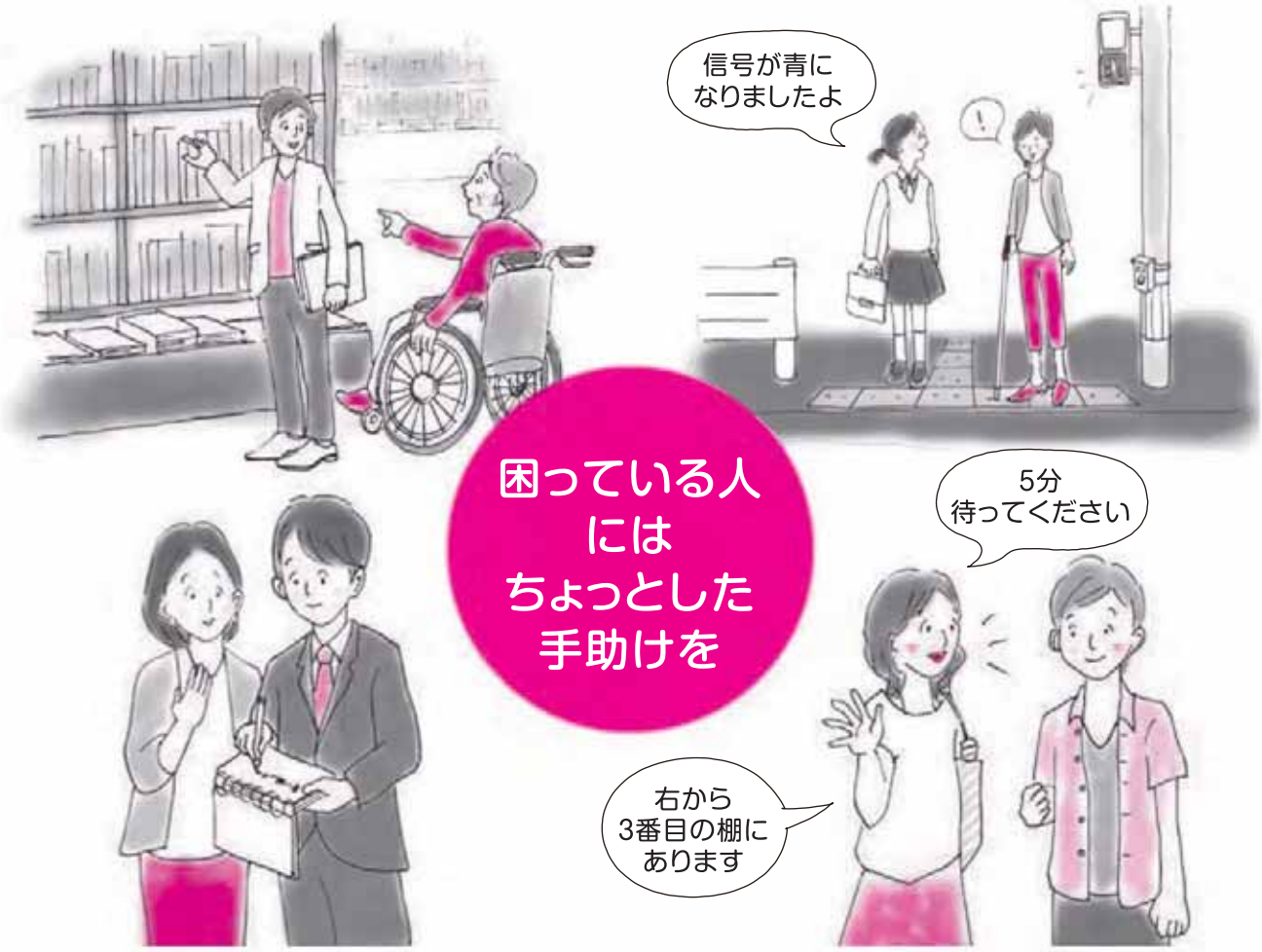

障害のある人に対して冷たい視線を送ったり、見て見ないふりをするのは避けて、こうした配慮をしながら接してください。

困っていそうな場面を見かけたら

「何かお困りですか」と一声かけて、自分でできるサポートをしましょう。
見守ることと、時には支える姿勢が大切です。

「障害があるから」と決めつけず

それぞれの個性や能力が生かせることを一緒に考えてみましょう。

介助者がいても

介助者だけではなく本人にも 話しかけましょう。

自分のイメージですべての障害のある人を見ないでください。

障害だけを見るのではなく、その人の人柄を見て接しましょう。

視覚障害

何らかの原因により視覚機能に障害があることにより、全く見えない場合と見えづらい場合とがあります。見えづらい場合の中には、①細部がよくわからない、②光がまぶしい、③暗いところで見えにくい、④見える範囲が狭い、⑤特定の色がわかりにくいなどの症状があり、一人ひとり違います。

視覚障害のある人はこんなことに困っています

●一人で移動することが困難です。

慣れていない場所では、一人で移動することが困難です。

●耳からの情報をたよりにしています。

目から情報を得にくいため、音声や手で触れることなどにより情報を得ています。

また、視覚障害のある人すべてが点字を読めるとは限りません。

●自分がどこにいるのか、そばに誰がいるのか、説明がないとわかりません。

●人の視線や表情が理解できず、コミュニケーションに苦労します。

●文字の読み書きが困難です。また、タッチパネル式の機械はうまく操作できません。

●「見えないからできない」のではなく、「見えなくても教えてもらえばできる」ことが多くあります。

●点字ブロックの上に、物や自転車などが置かれていると困ります。

道路・歩道で

○歩道の点字ブロックの上に自転車や看板などがあるとぶつかる。

○点字ブロックがはがれているとどこに行けばいいのかわからない。

交通機関で

車両乗降口の位置がわからない。

電車やバスのなかで空席があってもわからない

買い物で

おなじ形の商品の判別ができない。

賞味期限がわからない。

商品の配置が替わるとわからない。

視覚障害のある人と接する時は

視覚障害のある人が、何かを探していたり、不安そうな表情であれば、まず声をかけてください。また、横断歩道前や駅のホームなどの危険な場所を歩いている場合には、ためらわずに声をかけてください。

ポイント1 まず、声かけ

突然、腕をつかんだり引っぱったりしないで、まず声をかけてください。

【例】「なにか、お困りですか?」

ポイント2 具体的な説明

説明は、頭の中で地図を描けるように具体的に伝えてください。

【例】花屋さんに行くには「ここからまっすぐ前へ10mほど進むと交差点があります。交差点を左に曲がったところが花屋さんです。」

視覚障害のある人にとって駅のプラットホームはもっとも危険で不安を感じる場所です。説明だけでなく、車両乗降口や改札口まで誘導してください。

【例】「乗り場まで、ご案内しましょうか?」

ポイント3 安全な誘導

誘導は、視覚障害のある人の手を引くのでなく、視覚障害のある人にひじか肩を持ってもらいます。誘導する人は脇をしめ、段差や階段の前ではいったん止まり、言葉で伝えます。けっして手を引っぱったり、肩を押したりしないでください。

わからない時には、視覚障害のある人にきちんと尋ねてこれでいいかどうか確認します。

【例】「こちらを持っていただいてもいいですか?」

ポイント4 白杖SOSシグナル

白杖SOSシグナルを見かけたら、「どうしたのですか」と声をかけ、困っていることを聞いてサポートしてください。

「白杖SOSシグナル」運動とは

東日本大震災などを契機に、白杖SOSシグナルが見直されようとしており、岐阜県岐阜市が平成27年3月に制定したシンボルマークを活用し、全国的な普及啓発をめざしている運動です。

聴覚・言語障害

聴覚障害は、音がまったく聞こえない人もいれば、聞こえても音の種類が聞きわけられないなど、一人ひとりその特性は違います。いろいろな音が聞こえないだけでなく、言いたいことを音声にして伝えることもむずかしいので、コミュニケーションに困難があります。

聴覚・言語障害のある人はこんなことに困っています

●周囲に気づいてもらえないことがあります。

外見ではわかりにくい障害のため、周囲の方に気づいてもらえないことがあります。特に中途失聴の場合は、普通に話せる方も多いので、周囲から「挨拶をしたのに無視された」などと誤解をされることがあります。失聴した年齢時期、障害程度などによってコミュニケーション上の難しさは様々です。

●音によって周囲の状況を判断することができません。

放送や呼びかけ、自転車のベルなどに気づかないことがあります。
また、音による状況判断ができない場合があるため、危険な目にあうことがあります。

●コミュニケーション方法を間違われる場合があります。

聴覚障害のある人とのコミュニケーション方法は、手話、筆談、口話 などその方なりの方法があります。発声が困難な音声機能の障害のみの場合でも、言葉の理解や聴力にも障害があると誤解されることがあります。

●会話が困難なため、情報を得られないことがあります。

「聞こえないため、教えてもらえずできない」ことも多くあります。

●会話が困難なため、不便さを伝えることが困難です。

特に言語障害のある場合は、知りたいことを質問できない不便さが理解されず、日常生活にさほど不自由していないと誤解されることがあります。

道路・歩道で

○クラクションが聞こえない。
○自転車のベルが聞こえない。
○自動車や自転車が近づく音が聞こえない。

交通機関で

○次の駅名のアナウンスが聞こえない。
○列車の遅れなどの車内アナウンスが聞こえないので、なにが起こっているのかわからない。

買い物で

確認したいことが伝わらない。

店員の説明がわからない。

その他

○緊急放送や非常ベルが聞こえない。
○外観からは障害がわからないためサポートしてもらえない。

聴覚・言語障害のある人と接する時は

同じ聴覚障害のある人でも、聞こえの程度や聞こえなくなった時期などによって、筆談、口話、手話、代用発声などコミュニケーションの仕方が異なります。

ポイント1 コミュニケーション方法を確認しましょう

会話の方法が適切でないと話を伝えることができない場合があります。その方の会話方法を確認しましょう。
難聴や中途失聴の方には、要約筆記が望まれます。また、連絡手段として、ファクシミリや電子メールを活用することも必要です。伝わりにくい場合があっても、あきらめず、伝える努力をしましょう。

○**筆　談**　互いに文字を書き、意思を伝えあいます。もっとも手軽な手段です。

○**口　話**　相手の口の動きを読み取る方法です。少しゆっくりはっきりと口を動かして話すようにしましょう。

○**手　話**　手指や表情で表す言語です。

○**代用発声**　発声機能を喪失した音声機能障害の人は、声帯の代わりに食道部を振動させて声にしたり（食道発声）、電動式人口喉頭を首に当てて声にしています。聞き取りにくい場合は、筆談を併用することもあります。

ポイント2 音声以外の情報伝達方法を

重要な情報は、アナウンスのような音声伝達だけでなく、掲示板のような文字情報の組み合わせが必要です。

ポイント3 聞き取りにくい場合は確認しましょう

特に言語障害のある人への応対は、一つ一つの言葉を聞き分けることが大切です。
分かったふりをせず、きちんと内容を確認しましょう。

ポイント4 手話マーク・筆談マーク

手話マーク　手話を必要としている人を対象にしています。

筆談マーク　筆談を必要としている人を対象にしています。

さらに知っておいてほしいこと

筆談

たずねたいことや伝えたいことを文字で書きながら会話する方法です。
※携帯の画面に文字を入力して見せる方法もあります。

手話

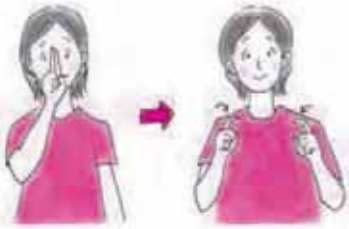

音声のかわりに手と指の動きや表情などを使っていろいろなことを表現する方法です。

要約筆記

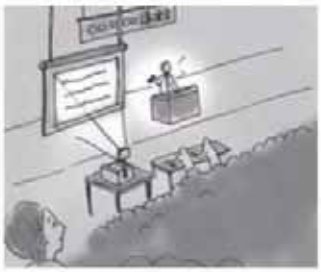

要約筆記とは、話し手が話されている内容を要約し文字にして伝える筆記通訳で、聴覚障害のある人へのコミュニケーション手段の一つです。

盲ろう

視覚と聴覚の両方に障害があることを「盲ろう」といいます。
盲ろうは、大きく分けて、次の4つのタイプがあります。

- **全盲ろう**　全く見えず、聞こえない状態
- **弱視ろう**　見えにくく、聞こえない状態
- **盲 難 聴**　全く見えず、聞こえにくい状態
- **弱視難聴**　見えにくく、聞こえにくい状態

また、「盲ろう」になる経緯も様々で、大きく次の4つに分けられます。

- **盲ベース盲ろう**　視覚障害があり、のちに聴覚障害を発症したもの
- **ろうベース盲ろう**　聴覚障害があり、のちに視覚障害を発症したもの
- **先天的盲ろう**　先天的に、あるいは乳幼児期に視覚と聴覚の障害を発症したもの
- **中途盲ろう**　中途で視覚と聴覚の障害を発症したもの

盲ろう者はこんなことに困っています

情報入手、コミュニケーション、移動などの様々な場面で大きな困難が生じます。自分の力だけで、情報を得たり、人と会話したり、外出・移動することが困難です。このため社会から孤立してしまうこともあります。

社会参加をするためには、情報入手、コミュニケーションの支援や移動の介助が不可欠です。そうした支援を受けて社会で活躍している人もたくさんいます。

生活環境や視覚障害と聴覚障害の程度、またその障害の発症時期により、コミュニケーションの方法が一人ひとり異なります。

家族や周りの支援者が、手のひらに文字を書いたり、触手話や指点字など、それぞれにあったコミュニケーション方法を生み出す努力と工夫をしています。

視覚や聴覚からの情報を入手することが難しいため、人とコミュニケーションをとることや外出など一人で移動すること、新聞やテレビなどから社会情勢など情報を入手することに困難が生じます。

↓

社会生活の多くの場面で、盲ろう者とのコミュニケーションに習熟した専門の“通訳・介助員”の助けが必要となります。

盲ろう者と接する時は

ポイント1 まず、話しかけてみましょう

まず、そっと肩や手に触れて話しかけてみましょう。聴力が使える人もいます。相手が気づいてくれたら、やさしく手を取って、手のひらに文字を書いてみましょう。この方法でコミュニケーションをとることができる人もいます。このように、いろいろ試行してその人にあったコミュニケーション方法を見つけましょう。

ポイント2 周りの状況を説明することも大切です

盲ろう者は、お互いの会話の内容だけでなく、周りの状況も分かりません。他の人の発言や、「道沿いに赤い花が咲いている」などの情景や、その場の状況を知らせることも大切です。

ポイント3 様々な支援があることを伝えてください

コミュニケーションを取ることが難しいので、社会的に孤立しがちです。困難な状況にある方をみかけたら、様々な支援があることを伝えてください。

様々なコミュニケーション方法の一部を紹介します

手書き文字

手のひらに指先で文字を書き伝えます。

触手話

相手の行う手話に触れて、手話の形や動きを読み取ります。

指点字

点字タイプライターのキーの代わりに、盲ろう者の指を直接たたいて点字を表します。6本の指を点字の6点に見立てます。

音声

聴覚の活用が可能な方に対して耳元や補聴器のマイクなどに向かって話します。声の大きさ・抑揚・速さ・音の高さなど、聞こえ方に合わせた配慮が必要です。

文字筆記

視覚の活用が可能な方に対して紙やパソコンに文字を筆記して伝えます。文字の大きさ・間隔・線の太さなど見え方に合わせた配慮が必要です。

車いすを使用している人

車いすは歩くことが困難な人が移動するための用具です。車いすを使用している人の状態は、一人ひとり違います。たとえば、事故などで両足がまひする脊ずい損傷では両腕で車いすをこぎますが、両腕にもまひがある場合には電動車いすを使用します。それぞれの状態にあわせていろいろな車いすがあります。

車いすを使用している人はこんなことに困っています

車いすを利用していると、

- 十分なスペースがなかったり、ちょっとした段差や障害物があるために、移動することができないことがあります。
- 高いところにあるもの、床にあるものなどをとることが困難です。
- ATMや自動販売機等には正面向きでは手が届きません。
- 障害者用駐車スペースが空いていないため、利用できないことがあります。

道路・歩道で

○歩道橋は渡れないので、横断歩道のある場所まで遠回りしなければならない。

○信号のかわる時間が短いため、渡りきらないうちに赤になってしまう場合もある。

車いす専用駐車スペースで

○一般車両が止められている。

○一般車両の進入をふせぐために安全コーンを置かれると自分で安全コーンを動かせないので駐車できない。

買い物で

高い棚の商品がよく見えない、手が届かない。

自動販売機のコイン投入口が高すぎて、手が届かない。

車いす対応トイレで

せっかくあるのにカギがかけられたままになっていて使えない。

その他

車いすでは傘がさせないので屋根がないところではぬれてしまう。

車いすを使用している人と接する時は

誰にでも、いつでもできる支援は、歩道などをふさぐように物を置かないこと、歩道をふさいでいる物を取り除くことです。車いすや杖を使用している人の通行を妨げないようにし、ボタンを代わりに押す、乗り降りしやすいようにドアを開けておくとことも大切です。

ポイント1 自転車ですれ違うときには、減速する

車いすは、急にかわす動きができません。自転車がよけるか減速してください。

ポイント2 まず、声かけ

突然、車いすを動かしたりせずにまず声をかけてください。
【例】「なにか、お手伝いしましょうか?」

ポイント3 まわりに障害物がないか確認する

車いすでは、自分で障害物を移動させることができません。もし、障害物が通路をふさいで車いすが通れないのを見かけたら、邪魔にならないように動かしてください。

ポイント4 車いすを急に押したり、押す手を急にはなさない

車いすは、少しの傾斜でも動いてしまいます。押しはじめる時にも、押すのをやめる時にも声をかけて安全を確認してください。

ブレーキがかかっているかどうかの確認も忘れずに。

さらに知っておいてほしいこと

電動車いす

モーターの力で動きます。

自動車

車を運転する人は、足でブレーキやアクセルをふむかわりに、手で操作できるよう改造しています。

エレベーター

車いすマークのついた操作盤は、手が届くように少し低い位置にあります。また、とびらの開いている時間が通常よりも長くなっています。

重症心身障害

重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複している障害です。自分で日常生活をおくることは困難であり、自宅で介護を受けたり、専門施設に入所したりして生活しています。口の動きや目の訴えで意思を伝えますが、常時介護している人でないと理解は困難です。また、医学的管理がなければ、呼吸することや栄養を摂取することが困難な人もいます。

重症心身障害のある人と接する時は

ポイント1 どんなに重い障害があっても真剣に生きています 大切な命を見守ってください

どんなに障害があっても必ず内に秘めた能力を持っています。その力が周囲の人々に大きな勇気や希望を与えます。

ポイント2 困っていそうなときは、声をかけてみましょう

車いすやストレッチャーでの移動時に人手がいりそうなときは、介護している人に声をかけてみましょう。また、人工呼吸器などの医療機器のアラーム音が鳴っているときは、速やかに介護している人に知らせましょう。

重症心身障害の特徴

●姿勢

ほとんど寝たままで自力では起き上がれない状態が多く、座るのがやっとです。

●移動

自力での移動や寝返りが困難で、座った姿勢で移動したり車いすなどで移動を行います。

●排泄・入浴

排泄や入浴に全面的な介助が必要であり、同性の介護が原則となります。

●食事

自力ではできないため、スプーンなどで介助します。誤嚥を起こしやすいので注意を要します。また、通常の食事が食べられない人には、細かく刻んだり、飲み込みやすいようにトロミをつけたりします。外食時には、ハサミやミキサーの貸出しがあると助かります。

●生活動作

手、足が変形または拘縮しており、側わんや胸郭の変形を伴う人が多くいます。極度に筋肉が緊張し、思うように手足を動かすことができません。

●コミュニケーション

言語による意思の伝達は困難で、表現は声や身振りで行います。常時介護している方でなければ理解が困難です。

●医療・健康

肺炎や気管支炎を起こしやすく、多くの人がてんかんを有しているため、いつも健康が脅かされています。また痰の吸引が必要な人が多くいます。常に医師の管理が必要な最重度の人は、水分と食べ物を鼻から胃へ注入する管をつけたり、呼吸がうまくできないため人工呼吸器をつけたりしています。このような障害のある人は外出することが難しいのが現状です。

●好み

音楽、散歩、おもちゃ、感覚遊びなどを好みます。

内部障害

内部機能の障害であり、身体障害者福祉法では「心臓機能」「呼吸器機能」「じん臓機能」「ぼうこう又は直腸の機能」「小腸機能」「肝臓機能」「ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能」の7種類の機能障害が定められています。

内部障害のある人はこんなことに困っています

●外見から分かりにくく、周りから理解されにくいため、電車やバスの優先席に座りにくいなど、心理的ストレスを受けやすい状況にあります。

●障害のある臓器だけでなく、全身状態が低下しているため、体力が低下し、疲れやすくなります。重い荷物を持ったり、長時間立っているなどの身体的負担を伴う行動が制限されます。こうしたことから集中力や根気が続かない面があります。特に肝臓機能障害の人はこういったことが、顕著にあらわれます。

内部障害のある人と接する時は

ポイント1
「外見からはわかりにくい障害」があることを理解しましょう

障害の種類や程度は様々です。外見ではわかりにくく、周りから理解されず苦しんでいる障害のある人がいることを知りましょう。

ポイント2
決められたルールやマナーを守りましょう

車内等で携帯電話を使用する時は、内部障害のある人にとって命に関わるものであることを知ったうえで、ルールやマナーを守った行動をしましょう。

ポイント3
風邪などをうつさないよう配慮しましょう

体力が低下しているため、風邪などに感染しやすくなっています。また、障害のある臓器に悪影響を及ぼすこともあるので、周りの人は注意しましょう。

知的障害

知的障害のある人は、知能の遅れや社会生活への適応がしにくいなどの特徴があります。重度の場合、常に同伴者と行動する人もいますが、障害が軽度の場合は、会社で働いている人も大勢います。

知的障害のある人は例えば、次のような特性があります

●複雑な会話や抽象的な概念を理解するのが苦手です。

●人に尋ねたり、自分の意見を言うのが苦手な人もいます。

●漢字の読み書きや計算が苦手な人もいます。

●ひとつの行動に固執したり、同じ質問を繰り返す人もいます。

知的障害のある人と接する時は

知的障害のある人の中には、重度で判断能力を欠く人もいます。
障害がある人の目線で接してください。

ポイント1 ゆっくり簡単な言葉で話しかけましょう

「一方的に話す」「ひとり言を言う」「同じ言葉を繰り返す」等コミュニケーションがうまくとれません。そのような時は、内容が理解できるようにゆっくり簡単な言葉で話しかけましょう。

ポイント2 やさしく声をかけ、危険であることを知らせましょう

「赤信号でも渡る」「車が来ても避けない」「遮断機が下りても線路に入る」等危険が分からない、助けを求めることができない場合があります。そのような時は、やさしく声をかけ危険であることを知らせましょう。

ポイント3 落ち着ける場所に誘導しましょう

状況の変化に柔軟に対応できず、「ひっくりかえる」「泣きわめく」「飛び跳ねる」などのパニック行動が起こることがあります。そのような時は、落ち着ける場所に誘導しましょう。

ポイント4 思い込みで判断せず、見守ってみましょう

「通行する人を無表情で見ている」「ぴょんぴょん跳ねたりする」「ひとつのことにこだわる」など誤解されやすい行動をする場合があります。そのような時は、思い込みで判断せず見守りましょう。

発達障害

発達障害は、脳機能の発達に関連する生まれつきの障害です。発達障害がある人は、コミュニケーションや対人関係をつくるのが苦手です。また、その行動や態度から「自分勝手」とか「変わった人」「困った人」と誤解され、敬遠されることも少なくありません。しかし、それが、親のしつけや教育の問題ではなく、脳機能の障害によるものだと理解すれば、周囲の人の接し方も変わってくるのではないでしょうか。

なお、発達障害には3つのタイプがあります。複数の障害が重なって現われることもありますし、障害の程度や年齢（発達段階）、生活環境などによっても症状は違ってきます。発達障害は多様であることを理解することが大切です。できないことや苦手なことがある一方、分野によれば高い能力を発揮する人もいます。

自閉スペクトラム症／自閉症スペクトラム障害（ASD）

自閉症を中心とする障害グループの総称で、従来は広汎性発達障害（PDD）と呼ばれてきたものです。ASDと名称変更されるに伴い、心理的発達の障害ではなく、生まれつきの「神経発達障害」に位置づけられました。

多くの研究結果から、自閉症、アスペルガー障害、特定不能型とタイプ分類をする根拠がないことがわかり、連続体（スペクトラム）と考えられるようになりました。

普通に生活している人の中にも軽度の自閉スペクトラムが認められることがありますが、そのことで適応上の障害がある場合にのみ自閉スペクトラム症と診断されます。

通常は発達早期に症状が認められますが、保護的な環境では症状が見られず、後になり社会的な行動を求められる年齢になって初めて症状が明らかになり、診断されることもあります。

●ASDの症状

- **対人関係・社会性の障害**
  他者との情緒的交流や同年児との仲間づくりができにくい。
- **コミュニケーションの障害**
  視線、表情、身振りなどの非言語的コミュニケーションの使用に制限があります。
- **パターン化した行動、興味関心の限局、感覚の障害（過敏、鈍麻）**
  動作やフレーズの反復、同一性の保持、興味関心の限局や、聴覚、触覚をはじめとする感覚領域の過敏さや鈍感さがあります。

●ASDには注意欠如・多動症/注意欠如・多動性障害（ADHD）や精神疾患の併存が多いことが指摘されています。

●ASDの重症度は、社会コミュニケーションとこだわりの2領域について、それぞれ別に評価します。

●ASDと診断するだけでなく、個人の状態をより詳細に評価することが、早期から見通しを持った支援を継続するために大切です。

●なお、従来のアスペルガー障害という用語は、正式な診断名ではなくなりましたが、便宜上使用しても構わないとされています。

それぞれの障害の特性

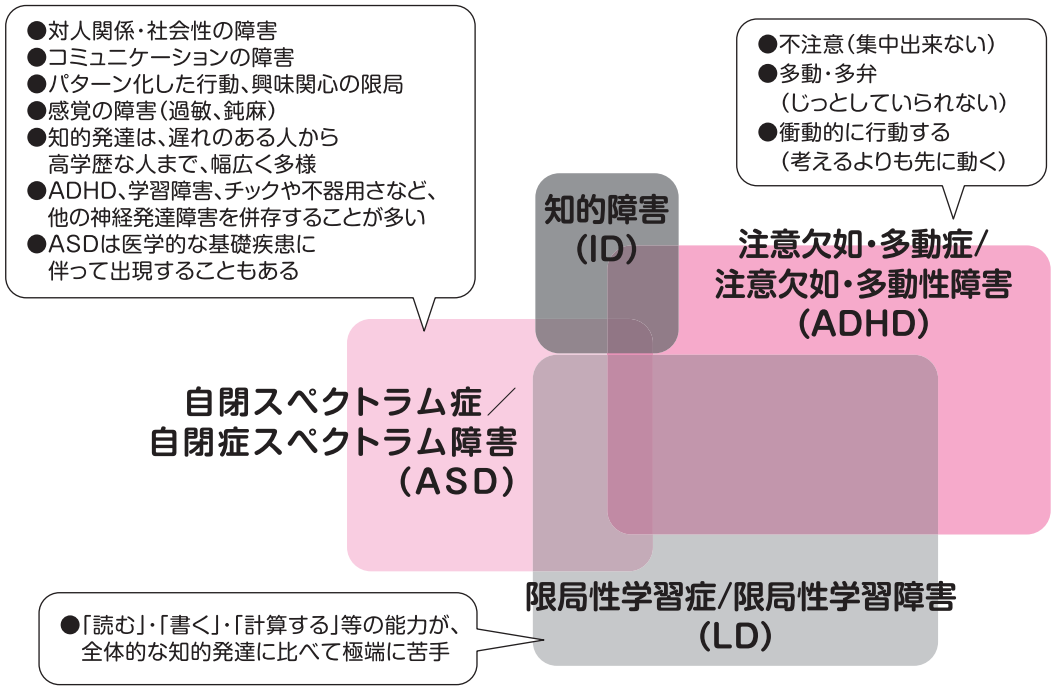

注意欠如・多動症／注意欠如・多動性障害（ADHD）

●「不注意：集中できない、忘れやすい、うっかりミス」、「多動性：じっとできない、活動性過多、多弁」、「衝動性：抑制が効かず考えるよりも先に行動する、待てない、我慢できない」の3症状を特徴とします。3つの症状が揃っているタイプを「混合型」、多動性と衝動性が顕著なタイプを「多動・衝動優勢型」、また多動症状がない場合を「不注意優勢型」と分類します。12歳までに複数の場面で、6ヶ月以上にわたり症状が見られるときに診断されます。

●多動症状は幼児期に最も目立ち加齢とともに軽減しますが、不注意症状は青年期以降も持続することが知られています。衝動性症状は支援の適切さや本人の自己肯定感のあり方により、良くも悪くも変化します。

●ADHDの支援には、心理教育的支援とADHDに特化した薬物療法の2つのアプローチが有効です。

●ADHDは子どもの時期だけの障害ではなく、ASDと同様に慢性経過をとる神経発達障害です。発達期の治療教育だけでは症状をコントロールできず、成人期以降も支援や治療を必要とするAdult ADHDが近年注目されています。

限局性学習症／限局性学習障害（LD）

●全般的な知的発達に遅れはないのに、読む、書く、計算するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難を示します。

発達障害のある人と接する時は

発達障害は、障害の種類や程度、知的水準によって症状は違い、年齢や性格などによっても、一人ひとり、症状の現れ方は違います。また、同じ人でも、環境によっては症状が目立たなくなることもあります。

発達障害のうち、ASDは脳の情報処理システムに複数の機能障害があるといわれており、ライフステージを通して、社会的状況や集団生活上で多くの支援を必要とします。一般的に、視覚情報を把握することは得意ですが、聴覚情報（複雑な話しことばなど）を意味づけて理解することや目に見えない相手の気持ち、暗黙の了解や約束事、未経験のことなどを、想像力を駆使して想定し、対処することが苦手です。また、ものごとの細部に注意が向きやすく、全体像を把握することが苦手です。

発達障害のある人は、生活の中で困難なこと、苦手なことが一人ひとり違うため、どのような支援があると安心してすごせるのか、活動できるのかをご本人からよく聞きとって、それぞれの特性に応じて配慮し、支援することが重要です。

- ●コミュニケーションをとる際には、「ゆっくり」「短く」「具体的に」。
- ●優先順位を明確に具体的に伝え、一度に二つの指示は出さない。
- ●視覚的な情報を提示して説明する。
- ●自分の気持ちや考えを表現することや相手にうまく伝えることが苦手なので、「早く」、「まだ?」など急かさず、じっくりと話を聞くことが大切。
- ●行動の修正が必要なときには、否定的な表現（～してはいけません）よりも肯定的な表現（～をしましょう）で伝えるよう努める。
- ●枠組みを明確にし、その場の約束事は初めにはっきりと伝える。
- ●発達障害のある人は、急な変化に対応することが難しいので、前もってスケジュールや計画などを伝えておく。
- ●発達障害のある人には、適度な距離を保って、穏やかな態度で接する。結果を急がず、長い目で支援する。
- ●安心できる環境を整える。共感性をもって暖かく見守る。
- ●対応が難しい時には、専門家に相談する。

自閉スペクトラム症／自閉症スペクトラム障害（ASD）のある人への配慮

●肯定的、具体的、視覚的な伝え方の工夫
・何かを行うときには、必ずその意図や目的を伝える。
・手順や方法を図や写真などを使って説明する。
●スモールステップによる支援
・新しく挑戦する部分は少しずつにして、目標を達成できるようにする。

限局性学習症／限局性学習障害（LD）のある人への配慮

●得意な部分を使って情報アクセスし、表現できるようにする（ICTの活用など）
●苦手な部分について、課題の量・質を適切に加減し、柔軟な評価をする

注意欠如・多動症／注意欠如・多動性障害（ADHD）のある人への配慮

●気の散りにくい座席の位置の工夫、分かりやすいルール提示などの配慮
●ストレスケア（傷つき体験への寄り添い、適応行動が出来たことへのこまめな評価）
●集中力の欠如や衝動性には、専門医療機関での治療が有効

その他の発達障害のある人への配慮

●叱ったり拒否的な態度を取ったりするのではなく、日常的な行動の一つとして受け止めるなど、楽に過ごせる方法を一緒に考える

気になることがありましたら、お住まいの市町村の窓口や「発達障害者支援センター」にご相談ください。

発達障害がある場合、早めに障害に気づき、特性に合った対応をすることにより、さまざまな能力を伸ばし、安定して生活していくことができます。もし、「うちの子は発達障害なのだろうか」など、気になることがあるときは、お住まいの市町村の窓口や「発達障害者支援センター」にご相談ください。

発達障害者支援センターでは、発達障害のある人の日常生活についての相談支援などを行っているほか、医療、保健、福祉、教育、労働等の各関係機関と連携を図りながら、障害の特性とライフステージに合わせた支援を提供しています。

精神障害

こころの病気である精神障害には、統合失調症、うつ病、神経症、心身症など様々なものがあります。代表的なこころの病気である統合失調症は急性期には、幻覚や妄想、不安やイライラ感、ゆううつ感、不眠などが認められます。これらの症状は、薬を服用することや環境が安定することにより、軽快していきます。

その後、「意欲が出なくなる」「集中力や注意力が低下する」「感情の動きが乏しくなったり、周囲への関心が薄くなる」などの症状が見られることがあり、周囲から怠けているように見られるなどの誤解を受けることがあります。

しかし、決して、怠けているとか、意志が弱いということではありません。これらの症状は、病気の症状が落ち着いてくる経過の中で認められるもので、これが「陰性症状」といわれるものです。

生涯のうちでこころの病気と
診断される人の割合は
5人に1人とされています。

主な特徴（生活障害とは）

統合失調症などの多くの症状は、症状が不安定な時期を過ぎると、しだいに回復し、安定していきます。その経過の中では、生活リズムが乱れる、作業能率が低下する、臨機応変にできない、人付き合いが苦手になるなど、日常生活や社会生活のしづらさがみられます。

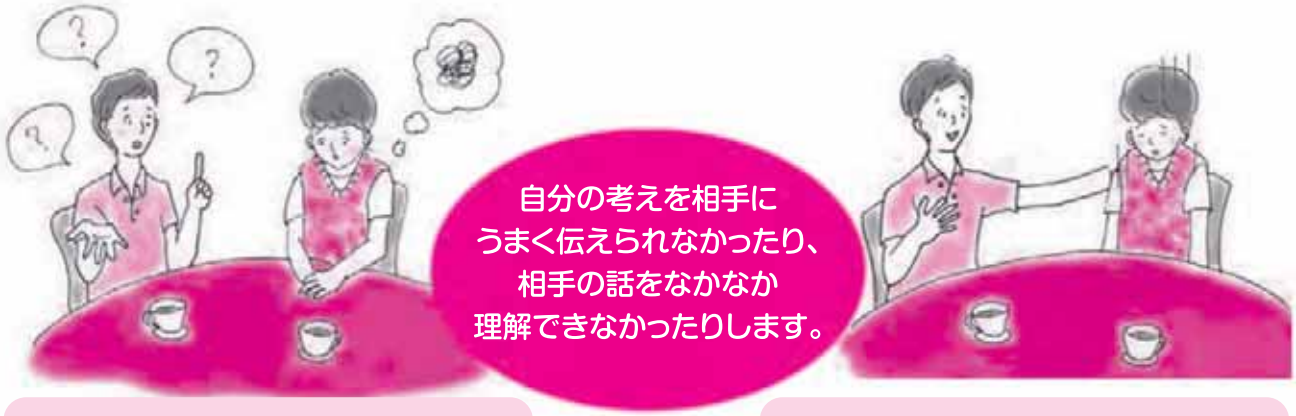

自分の考えをうまくまとめて伝えられないことがありますが、問い詰めたり、いくつも続けて質問したりしないでください。

無理な励ましはストレスになることがありますので、本人のペースに合わせた働きかけが大切です。

精神障害のある人と接する時は

ポイント1 本人の気持ちを大切にしてください

精神疾患（こころの病気）は、誰もがかかる可能性がある病気です。精神障害のある人との「普段着の人付き合い」が、その人の安心につながります。安心は、病状の安定にもつながると言われています。無理な励ましは、本人の過剰なストレスとなることがあります。働きかけは、「具体的に」「はっきりと」「簡潔に」伝えましょう。

本人のペースに合わせた働きかけが必要です。じっくりと、時間をかけることも必要です。

また、「精神疾患（こころの病気）がある人は何をするかわからず、危険である」などの誤解に基づく先入観（心のバリア）が、精神障害のある人の生活のしづらさにつながっています。心のバリアをなくして、みんな仲良く活きいきと暮らせる社会を実現しましょう。

人と話すことに対する緊張や不安がとても強く、なかなか自分からは声をかけられないことがあります。

また、「どうしたのかな」などとじっと見られたりすると、「自分を非難している」と感じることがあります。

気付いたら、できるだけ早く「何かお手伝いしましょうか」と声をかけてください。

相談されたときは、自分の意見は控えめにして、なるべく聞くことを心がけてください。

また、話を聞く時には相手が何を伝えたいのか根気よく聞いてください。

ポイント2 精神障害のある人は再発予防も必要です

精神疾患では、薬を中断したり、多くのストレスが重なると症状が再発することがあります。再発につながる注意サインを知っておくことも、再発予防になります。不眠がみられたり、急に活動的になったり、ささいなことに過剰に反応するなど、注意のサインとみられる症状を知っておくことも大切です。

これらの症状がみられたら無理をさけて、ゆっくりと休養するように働きかけることが大切です。主治医にも早めに相談しましょう。

てんかん

てんかんとは、脳の一部が活発に活動しすぎるために、「てんかん発作」がくり返しおきる病気です。てんかん発作は、神経の機能に対応した症状が現れます。身体の一部あるいは全身がけいれんしたり、また意識だけが失われるなど症状は様々です。

「てんかん」は、100～200人に1人の割合で生じ、日本には約100万人の人がいると推計されています。遺伝病ではなく、どの年代でも見られる身近な病気で、薬や外科治療によって発作のほとんどはコントロールできます。

てんかんのある人はこんなことに困っています

- 正しい情報が知られていないため、「差別」や「誤解」、「偏見」が問題になりやすい病気です。
- 疲れすぎたり、寝不足が続くと発作が起きやすくなります。
- 発作が起きることへの不安から新しいことに挑戦することをあきらめたり、引きこもりがちになることもあります。

てんかん発作がおこったら

ポイント1 まず、あわてずに見守りましょう

ポイント2 まわりの人ができること

●危険を避ける

意識の失われる発作では、危ないものを遠ざけましょう。
倒れる危険性がある場合には、頭を床に打たせないようタオルなどやわらかいものを敷きましょう。

●動作に自然に寄り添う

発作が起きている間は、無理に動かそうとせずに見守りましょう。意識がなくて歩きまわるときは後ろから付いていくなど、自然に寄り添いましょう。

●発作の様子をくわしく見ておく

時計を見て発作の持続時間をチェックしたり、発作の間の表情の変化を観察するなど発作の様子をくわしく見ておくと病気を知る手がかりになります。

ポイント3 やってはいけないこと

- 口にハンカチなどの物を入れる
- けいれんを止めようと体を押さえる
- 早く意識を戻そうとして刺激する

ポイント4 意識が回復しないのに次の発作が連続して起きる、けいれん発作が10分以上続くようなときには、病院を受診しましょう

高次脳機能障害

脳卒中などの病気や事故が原因で脳が損傷を受けて、記憶力や注意力が低下したり、感情のコントロールが困難になるなどの症状が現れ、日常生活や社会生活への適応が困難になる症状のことを「高次脳機能障害」と呼びます。

高次脳機能障害は、日常生活や社会生活への適応が困難となる一方、肢体不自由など身体的な後遺症がない場合、外見からは症状がわかりにくく、本人の自覚症状が薄い場合も多いことから、「見えない障害」とも言われています。

高次脳機能障害のある人はこんなことに困っています

①**失語**：発声、聴覚は正常なのに、言葉が出てこない、理解できない。

②**失行**：手足は動くのに、適切な行動（挨拶・手招きなど）ができない。

③**失認**：感覚的には感知できるが、それが何であるかを判断できない。

④**感情等の障害**：いつもイライラしていておこりっぽい。人が変わった。

※それ以外にも、判断力、問題解決、社会適応などの重要な高次脳機能の障害もあります。
また、記憶障害がなく失語のみを示す人もいます。

高次脳機能障害のある人と接する時は

高次脳機能障害の症状は、脳の損傷した場所によって、人それぞれ異なり、重症度も様々です。また、その場の環境や対応する相手によって、現れ方が異なる場合もあります。しかし、周囲の環境を整えたり、対応の仕方を工夫するなど、適切な対応を行えば、それまでうまく出来なかったことが出来るようになったり、問題行動が減ったりすることがあります。

家族・周囲の人が高次脳機能障害を理解する

正しい理解と支援を

日常生活や対人関係、仕事などがうまく行かず自信をなくし、混乱や不安の中にいることを理解しましょう。これまでの生活や人生観などを尊重した関わりをもつようにしましょう。

具体的に伝えましょう

ゆっくり、わかりやすく、具体的に話しましょう。情報は、メモを書いて渡し、絵や写真、図なども使って伝えましょう。何かを頼むときには、一つずつ、具体的に示しましょう。

気分転換を促しましょう

疲労やいらいらする様子が見られたら一休みして気分転換を促すようにしましょう。

「簡単」「シンプル」に!

「手順を簡単にする」「日課をシンプルにする」「手がかりを増やす」など、環境の調整をすることが大切です。

難病

「難病」は発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、その疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいいます。

難病等のある人も、
障害者総合支援法の対象とする
障害者に該当します。

潰瘍性大腸炎、筋ジストロフィーなど361疾病が
障害者福祉サービス等の対象となっています。
（令和元年7月1日現在）

対象となる方は、障害者手帳※1をお持ちでなくても、必要と認めらてた支援※2を受けることができます。

※1 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
※2 障害福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業（障害児の場合は、障害児通所支援及び障害児入所支援も含む）

難病のある人と接する時は

ポイント1
「外見からはわかりにくい障害」があることを理解しましょう

難病のある人は、多くの場合、障害者認定の基準に含まれない機能障害があり、例えば、病気による疲れやすさや痛み、また疾病によっては、皮膚の障害や自律神経障害、貧血症状などもみられます。
障害の種類や症状の程度は様々です。外見ではわかりにくく、周りから理解されず苦しんでいる障害のある人がいることを知りましょう。

ポイント2
病気を理解して就労への配慮や支援をお願いします

難病といわれる病気は多く、また、同じ病気であっても個人によって症状が異なることもありますが、職場内での適切な環境整備や配慮によって、多くの場合、難病であっても就労を継続することは可能になります。

一方、就労している人たちには、「病気のことを職場に言いづらい」「理解してもらえないかもしれない」と思い、職場に伝えていないために必要な配慮がされず、悩んでいる人も多くいます。
病気を理解し就労への配慮や支援が必要です。

岡山県手話言語の普及及び聴覚障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する条例

令和４年４月に「岡山県手話言語の普及及び聴覚障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する条例」が施行されました。この条例は、手話が言語であるとの認識に立って、聴覚に障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら暮らすことのできる共生社会の実現を目指すものです。

ポイント1 「手話は言語」であることを理解しましょう

手話は手指や体の動き、表情を使って表現する視覚的な言語であり、独自の体系を有する言語です。また、手話は、聴覚障害のある人（ろう者）が日常生活や社会生活を営むために大切に受け継いできたものです。

ポイント2 聴覚に障害のある人の意思疎通（コミュニケーション）手段について理解し、配慮しましょう

手話、口話、筆談、要約筆記、手書き文字（手のひらに指先で文字を書く）、触手話※1など様々なコミュニケーション手段があります。詳しくは９～１２頁をご覧ください。

障害の特性に応じて自由に意思疎通できるよう、可能な限り、コミュニケーション手段を選択できるようにしましょう。※2

※１　視覚と聴覚の両方に障害がある「盲ろう者」のコミュニケーション手段です（１１～１２頁）。

※２　聴覚に障害のある人の聞こえのレベルやコミュニケーション手段は一人一人異なり、手話を使う人もいれば、手話を使わず口話や筆談を使う人もいます。また、軽度の場合、補聴器の使用や人工内耳の装着によって会話ができる人もいますので、聞き取りに差があることも知っていただき、スムーズなコミュニケーションができるよう工夫することが大切です。なお、聴覚に障害のある人及び盲ろう者への情報提供やコミュニケーションの支援者として、手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員がいます。

各種相談窓口

障害のある人の暮らしや仕事、差別、虐待などの各種相談窓口は下記ホームページ又はＱＲコードからご確認ください。

https://www.pref.okayama.jp/page/445763.html

バリアフリー環境

高齢の人や障害のある人が安心・安全に生活できるように、さまざまなバリアフリー環境の整備に取り組んでいます。

点字ブロック

点字ブロックは、正式名称を「視覚障害者誘導用ブロック」といい、視覚障害のある人が安全で快適に移動するための道しるべです。点字ブロックには、線状ブロックと点状ブロックの2種類があります。原則として、JIS（日本工業規格）の定める形状とされており、色は弱視の人が見やすく、周りとの区別がしやすい黄色とされています。

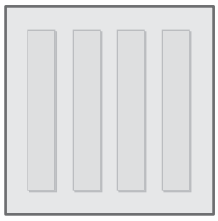

線状ブロック
（誘導ブロック）

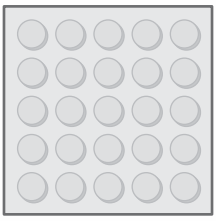

点状ブロック
（警告ブロック）

点字ブロックの上やその周囲60㎝以内に物が置かれていると、視覚障害のある人がつまずいたりぶつかったりして、とても危険です。

知っていますか？

点字ブロックは岡山で生まれました！

点字ブロックは、視覚障害者の安全かつ快適な移動を支援するための設備として、1965年（昭和40年）に三宅精一氏によって考案され、1967年（昭和42年）3月18日、岡山県立岡山盲学校に近い国道250号原尾島交差点付近（現：岡山市中区）に世界で初めて敷設されました。

歩行者に優しい信号機

交差点では、横断している歩行者の安全を図るため、歩行者に優しい信号機として、「音響式信号機」「高齢者等感応式信号機」「歩行者感応式信号機」を設置して、交通の安全と円滑を図っています。

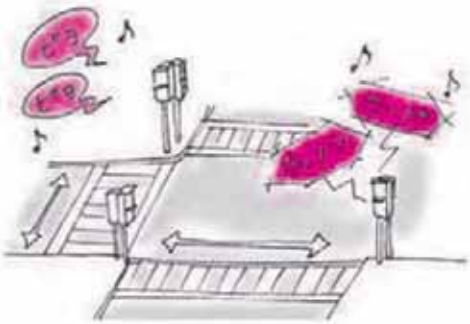

身体障害者補助犬

身体障害者補助犬とは、目・耳・手足に障害のある人の生活をサポートする「盲導犬」「聴導犬」「介助犬」のことです。「身体障害者補助犬法」に基づき認定された犬で、特別な訓練を受けています。障害のある人のパートナーであり、ペットではありません。

きちんと訓練され管理も行われているので、社会のマナーも守れますし、清潔です。だからこそ、人が立ち入ることのできる様々な場所に同伴できます。

平成14年に施行された身体障害者補助犬法では、公共施設や交通機関のほか、飲食店やスーパー、ホテルなど不特定かつ多数の人が利用する民間施設でも、補助犬の同伴を受け入れることが義務付けられています。

ほじょ犬マーク

補助犬とは盲導犬、介助犬、聴導犬のことをいいます。補助犬はペットではありません。体の不自由な方の体の一部となって働いています。お店の入り口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れている方を見かけた場合は、御理解、御協力をお願いします。

多目的（多機能）トイレ

多目的（多機能）トイレとは、車いす使用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、オストメイト対応の設備、おむつ替えシート、ベビーチェアなどを備えることで、車いす使用者だけでなく、高齢者、内部障害者、子ども連れなどの多様な人が利用できるトイレのことです。

スロープ

スロープは、車いす使用者やベビーカー使用、歩行補助車を使用している人など、段差の移動が難しい人のためにつくられた傾斜のある通路です。

障害者等用駐車スペース

公共施設や店舗などの駐車場を利用するとき、障害のある人のための国際シンボルマークの表示がついている駐車区画です。この区画は、障害者等用駐車スペースで、車いす使用者が車いすから自動車へ容易に乗降できるように、一般の駐車スペース（幅250㎝ほど）よりも広い350㎝以上を確保することになっています。

「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度

この制度は、車いすマークの駐車場（身体障害者等用駐車場）を利用できる方（障害のある人や高齢の方、妊産婦などで歩行が困難な人）に専用の利用証を交付する一方、県と協定を結んだ施設に駐車スペースを確保し、利用証を交付された方がそのスペースを優先して利用できるよう、適正な利用を図るものです。

「ほっとパーキングおかやま」駐車場は、車の乗り降りのためにドアを全開にしなければならない方、歩行困難などによりできるだけ建物に近い位置に駐車する必要がある人の駐車スペースです。利用証をお持ちでない人は、利用証を申請いただくか、駐車を控えてくださるようお願いします。

案内表示がある協力施設の車いすマーク駐車場などで利用できます。

お問い合わせ先 岡山県 保健福祉部 障害福祉課　電話 086-226-7362　FAX 086-224-6520

おかやま
バリアフリーマーク

福祉のまちづくりを身近なものとし、
県民みんなでバリアフリーを進めていくための
シンボルマークです。

バリアフリー社会のおもいやり

令和4年5月改訂

編集・発行

岡山県 保健福祉部 障害福祉課
電話 086-226-7343　FAX 086-224-6520
電子メール shofuku@pref.okayama.lg.jp
ホームページ http://www.pref.okayama.jp/soshiki/39/